

# 審 査 基 準

A-γ-2

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名： 確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項： 第 10 条第 5 項
処 分 の 概 要： 認定証の再交付
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第 9 条第 2 項
審 査 基 準： 「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間： 14 日 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先： 愛知県警察本部交通指導課又は各警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部交通指導課放置駐車対策センター運用係 電話 (052) 951-1611 内線 793-211
備 考：